

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：農業費 項：農業振興費 目：主要農作物対策費

事業名 採種管理事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

農政部 農産園芸課 米麦大豆係 電話番号：058-272-1111 (内 2863)

E-mail：c11423@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 6,526 千円 (前年度予算額：6,382 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	6,382	0	0	0	0	0	0	0	6,382
要求額	6,526	0	0	0	0	0	0	0	6,526
決定額									

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

- ・平成31年4月に岐阜県主要農作物種子条例が制定され、食料の安定供給と本県農業の持続的な発展のために地域の財産である主要農作物(稲・麦・大豆)を保存し継承していくことが不可欠であることから、引き続き県が責任を持って主要農作物の種子を安定供給する必要がある。
- ・種子生産地では、生産者の高齢化や種子生産に係る機械等の老朽化などの課題をあることから、種子生産供給体制の強化を図る必要がある。

(2) 事業内容

①採種指導運営事業費

岐阜県主要農作物種子条例に基づき県内で普及すべき主要農作物の優良品種の選定と県内に供給される主要農作物の種子審査を実施する。

(1) 種子審査業務

- ・奨励品種の種子生産指導
- ・種子審査(ほ場審査、生産物審査)の実施
- ・審査基準を統一するため種子審査員(普及指導員等)研修会の開催
- ・大豆の科学的手法(DNA分析)による確認
- ・種子生産体制強化対策協議会への参画
- ・種子生産供給体制強化計画の策定指導

(2) 奨励品種決定調査業務

- ・奨励品種決定調査（基本調査、現地調査）の実施
- ・県奨励品種決定協議会の開催

②主要農作物原種等供給強化事業費

- 稲・麦・大豆の高純度・高品質な原原種、原種の生産供給を行う。
- ・試験研究機関における原原種、原種生産供給体制の強化
 - ・種子の安定供給強化に向けた原種備蓄体制の整備の検討

(3) 県負担・補助率の考え方

岐阜県主要農作物種子条例（岐阜県条例第 27 号平成 31 年 4 月 1 日制定）第 11 条の規定に基づき、主要農作物の優良な種子の生産及び普及を推進するための必要な財政上の措置であることから、県負担は妥当

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助職員	313	臨時職員報酬
補助職員旅費	42	臨時職員旅費
旅費	698	担当国会議、調査・審査等業務旅費、費用弁償
需用費	2,215	事務消耗品、一般消耗品、公用車燃料、分析機器修繕
役務費	40	通信運搬費
委託料	146	分析業務委託
補償金	140	奨励品種栽培調査
使用料	0	
備品購入費	2,932	原原種・原種生産機械
合計	6,526	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 国の状況

- ・「主要農作物種子法」に基づき県が実施することとされていた種子生産に関する事務は、「主要農作物種子法を廃止する法律の付帯決議（平成 29 年法律第 20 号）の施行後においても、当該事務に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとされている。

事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

- ・本県の気象・土壌条件に適し、病虫害抵抗性や収量性に優れた品種の選定を行うとともに、これら奨励品種の優良種子を安定生産・供給する。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
生産に必要となる 優良種子の確保	100% (~H20)	100% (H30)	100% (R1)	100% (R2)	100% (R3)	100%

○指標を設定することができない場合の理由

(前年度の取組)

- ・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
 - (1) 種子審査の実施
 - ・種子生産ほ場におけるほ場審査と生産物審査の実施。
 - ・種子ほ場面積 水稻 161ha 麦 113ha 大豆 119ha
 - ・種子審査員研修の実施 (R2.4、R2.7)
 - (2) 奨励品種決定調査の実施
 - ・新たな優良品種を選定するための基本調査（試験研究機関）及び現地調査（農林事務所）の実施。
 - ・奨励品種決定協議会幹事会の開催 (R2.10、R3.2 予定)

(前年度の成果)

- ・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
 - (1) 種子審査の実施
 - ・必要な種子量の確保
 - (2) 奨励品種決定調査の実施
 - 本県の気象・土壌条件に適し、病虫害抵抗性や収量性に優れた品種の選定を行うとともに、これら奨励品種の優良種子を安定生産・供給する。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い 	
(評価) ○	高い品質や安全性を持った競争力のある農産物を生産していくためには、優良種子の安定生産及び供給が不可欠である。また、需要に応じた優良品種選定も重要であり、事業の必要性は高い。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価) ○	県内で普及すべき優良な品種を奨励品種に採用し、優良種子を確実に生産・供給することで、本県の米・麦・大豆が安定的に生産されている。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある 	
(評価) ○	種子審査や奨励品種決定調査などの業務を適正に実施している。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 近年の気象変動や実需者のニーズに対応した優良品種の選定を計画的に進めていく必要がある。

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 主要農作物の生産安定のために必要な事業であり、継続実施する。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【○○課】
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	